

# 「固定資産の異動」についてお知らせください

## 税務出納課からのお願い

土地の異動や、家屋の新築、増改築、取り壊しなどについては調査を行っています。調査漏れをなくするため、次のような固定資産の異動がありましたら、5月15日に納税通知書と一緒に送付しました「所有建物確認のお願い」のハガキに記入し投函いただくか、電話などでお知らせください。

### 土地

◆土地の現況（利用状況）が変わったとき

※田畑や原野を造成して、宅地や駐車場、資材置き場にした場合など

### 家屋

◆家屋（建物）に異動があったとき

※建物を新築、増改築した場合

※建物を取り壊した場合

☆右に該当する新築家屋（住宅用の家屋）は固定資産税の軽減が受けられます。

### 新築家屋（住宅用の家屋）に対する税の軽減

新築家屋（住宅用の家屋）の床面積が50㎡以上280㎡以下のものは、120㎡相当分の税額が初年度から3年間（マンションなど3階以上の中高層耐火構造住宅は5年間）2分の1に軽減されます。

※長期優良住宅の認定を受けた新築家屋は、初年度から5年間（マンションなど3階以上の中高層耐火構造住宅は、7年間）2分の1に軽減されます。

※都市計画税は軽減されません。

☆次の①～③は、該当する改修に伴う

固定資産税の軽減が受けられます。

①省エネ改修工事

②バリアフリー改修

③耐震改修

※詳しくはお問い合わせください。



■問い合わせ 税務出納課 資産税係 ☎85-6133

## 税務署からのお知らせ

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得（農業含）、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超えるかたに必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全てのかた（所得税の申告の必要がない方を含みます）について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載されていますので、ご覧ください。

■問い合わせ 長井税務署  
☎84-1810

応援します 未来の主役たち

### 【ふなや奨学ローン】

県内への就職促進のための教育ローンです。卒業後、県内に就職・就業した場合は、それ以降の利子に対して、元金200万円を限度に年1.0%の利子補給を受けることができます。

▼使いみち 高校、短大、大学、各種専門学校等の学資金など

▼融資限度額 1000万円

▼融資金利（固定金利、保証料を含む）  
年2・50%～3・65%

※在学期間中、最長6年間の元金措置返済取り扱いがあります。

※詳しくはろうきん窓口へお問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ  
東北労働金庫長井支店  
☎84-1100

働くかたをバックアップ

### 【生活応援ローン】

町と労働金庫が協力して低利で融資する制度です。

▼使いみち 自動車、家電の購入、教育資金、医療費など生活資金全般に利用できます。

▼対象者 会社や商店に1年以上お勤めで次のいずれかに該当するかた

①労働組合がない、または職場に融資制度のないかた

②白鷹町勤労者互助会会員のかた

▼融資額 200万円以内

▼融資金利 年2・6%（固定金利・保証料を含む）

「白鷹町勤労者互助会会員」は町より年1・0%の利子補給があります。

「白鷹町勤労者互助会会員」以外のかたは町より年0・3%の利子補給となります。

▼融資期間 7年以内

※詳しくはろうきん窓口へお問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ  
東北労働金庫長井支店  
☎84-1100